

令和5年5月8日

報道発表

浜松市 危機管理課

TEL 053-457-2537



浜松市

浜松市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置付けられました。

これに伴い、浜松市新型インフルエンザ等対策本部条例の基づき任意に設置していた浜松市新型コロナウイルス感染症対策本部を、本日 5月8日(月)正午をもって廃止します。

